

# 介護サービス情報の公表の仕組み

## 介護保険の事業者及び施設

### 〈介護サービス情報〉

(介護サービスの内容及び運営状況に関する情報であって、要介護者等が適切かつ円滑に介護サービスを利用することができる機会を確保するために公表されることが必要なものとして厚生労働省令で定める。)

#### 〈基本情報項目〉

基本的な事実情報であり、公表だけで足りるもの

例えば

- ・事業所の職員の体制
- ・床面積、機能訓練室等の整備
- ・利用料金、特別な料金
- ・サービス提供時間 等

#### 〈調査情報項目〉

事実かどうかを客観的に調査することが必要な情報

例えば

- ・介護サービスに関するマニュアルの有無
- ・サービス提供内容の記録管理の有無
- ・職員研修のガイドラインや実績の有無
- ・身体拘束を廃止する取組の有無 等

そのまま報告  
(年に1回程度)

報告  
(年に1回程度)

### 指定調査機関(都道府県が指定)

中立性・公平性の確保  
調査の均質性の確保

調査員の養成・登録  
(指定調査員養成機関または都道府県が実施)

報告内容について  
事実かどうか調査

### 指定情報公表センター(都道府県が指定)

〈介護サービス情報を公表〉

参照

介護サービスの利用者・家族など  
介護サービス情報に基づく比較検討を通じて、介護保険事業者を選択